

令和2年度国民健康保険事業費 納付金等の算定について

令和2年度 国民健康保険事業費納付金等の算定について（算定方針）

1 被保険者数の推計方法

- 前年度からの単年度伸び率を使う（国が基本として示す方法）。
- ただし、令和元年度末に全ての団塊の世代（1947～49生まれ）が70歳以上となることを考慮し、負担区分別（70歳以上の一般所得と就学～70歳未満の区分）の被保険者数を補正する（平成30～令和元年度納付金等算定時と同様）。

2 診療費の推計方法

- 仮係数に基づく試算時と確定係数に基づく本算定時それぞれにおいて、国の示す複数の方法により推計し、妥当と考えられる推計方法を採用する。
- 診療報酬改定を反映する。

3 県繰入金の割合

- 県繰入金（給付費等の9%）の配分割合は、1号（普通交付金）分 8%、2号（特別交付金）分 1%とする（平成30～令和元年度納付金等算定時と同様）。
- 算定可能な県2号繰入金（特別交付金）分は市町村が保険税率の設定の際に考慮できるよう標準保険税率算定時に反映させる（平成30～令和元年度納付金等算定時と同様）。

4 特別調整交付金（都道府県分）の配分方法

- 納付金等算定に関する特別調整交付金（都道府県分（追加激変緩和分は除く））は国の市町村別算出内訳額と同額を各市町村の納付金から減算する（20歳未満被保険者が多いこと等による交付分については平成30～令和元年度納付金等算定時と同様）。

5 特例基金（激変緩和分）の活用

- 3億円を活用する（積立額 約18億円の6分の1、平成30～令和元年度納付金等算定時と同様）。

6 激変緩和措置

- 以下（1）（2）の激変緩和措置を行う（平成30～令和元年度納付金等算定時と同様、国保運営方針記載の措置）。（1）一人当たり納付金額が令和元年度と比して一定割合を超えた分に対し措置する。なお、一定割合は「自然増+1.0%」とする（平成29年度第5回財政運営WG）。（2）納付金総額（上記（1）措置後）が令和元年度納付金総額（激変緩和措置前）を超えた分に対し措置する。
- 激変緩和財源は県1号繰入金 8%のうち1%と国公費（激変緩和用）を活用する。なお、激変緩和財源に剩余が生じた場合は各市町村の納付金（医療分）の減算に充てる。

7 平成30年度納付金の過多

- 平成30年度納付金の過多は納付金の減算に活用する。

8 その他

- 平成30年度退職被保険者等に係る納付金の市町村別精算は行わない。
- 平成29年度以前の保険給付取消（第三者求償に伴う損害賠償金の調定等）による平成30年度療養給付費等負担金の控除分については、起因する市町村の納付金に加算する。
- 国保連合会の平成30年度決算剰余金による令和元年度審査支払手数料控除額は各市町村の納付金から減算する。
- 社会保険診療報酬支払基金における過年度介護納付金の算定誤りによる調整見込額を各市町村の納付金に加算する。実際の調整額との差額は令和3年度の算定で調整する。

納付金算定上の追加公費等について(国・予算額)

- 令和2年度の追加公費等の国予算総額は令和元年度と同規模。配分額の主な変更点は以下のとおり。
 - ・ 特例調整交付金（暫定措置・激変緩和分）は、予算額は徐々に減少させる方針の下、200億円（対前年度比▲50億円）に変更。
 - ・ この減額された50億円については、普通調整交付金に充てられ400億円（対前年度比50億円）に変更。
 - ・ 特別調整交付金による追加激変緩和措置分については、80億円（対前年度比▲20億円）に変更。
- 国係数についての留意点
 - ・ 特例調整交付金（暫定措置）、特別調整交付金（追加激変緩和、子ども特調、経営努力分（※））は確定係数の額と実際の交付額が基本的に一致するが、その他の係数については変動する可能性がある。
 - （※）特別調整交付金の経営努力分（経過措置）は令和2年度から都道府県向けの交付に変更。

年度	令和元年度	令和2年度	
仮係数／確定係数	本算定（確定係数）（1月）	秋の試算（仮係数）（11月）	本算定（確定係数）（1月）
対象予算	令和元年度予算ベース		
追加公費	約1,670億円※	約1,700億円※	約1,770億円
内訳	普通調整交付金	約350億円	約400億円
	暫定措置	約250億円	約200億円
	特別調整交付金	約100億円（子ども） 約100億円（精神、非自発分）※	約100億円（子ども） 約100億円（精神、非自発分）※
	保険者努力（都道府県）	約500億円	約500億円
	保険者努力（市町村）	約412億円 (別途特調より約88億円)	約412億円 (別途特調より約88億円)
	特別高額医療費共同事業	約60億円	約60億円
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特調による追加激変緩和措置として確保した一定額（100億円）を提示 ・ 保険者努力支援制度の交付見込額を提示 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特調による追加激変緩和措置として確保した一定額（80億円）を提示 ・ 保険者努力支援制度は9月に評価を行い、交付見込額（速報値）を提示

※ 結核・精神病及び非自発的失業に係る財政支援（約100億円）について、昨年度は実績がなかったため、係数として交付見込額に反映させておらず、総額を1,670億（1,770億-100億）だった。今年度は平成30年度の実績を基に係数として交付見込額に反映されており、仮係数では1,700億、確定係数では1,770億円とされている。
 (注)予防・健康づくりを推進するため増額した保険者努力支援制度の新規分については、交付年度の納付金算定では考慮しないため、上記には含まれていない。

納付金算定上の追加公費等について(県・配分額)

- 国から示された国追加公費等の県配分額に基づき令和2年度納付金等を算定。
- その他前年度算定からの主な変更点は以下のとおり。
 - ・ 平成30年度納付金の過多 約40億円を納付金の減算に活用。
 - ・ 算定可能な県特別交付金は11.5億円（一人当たり746円）で算定。
 - ・ 特別調整交付金の経営努力分については、今年度算定からは各市町村の納付金から減算（昨年度算定までは標準保険税率算定時に減算）。
 - ・ 前期高齢者交付金等の精算については、今年度算定からは県単位で精算（昨年度算定までは市町村別精算）。

年度	令和元年度	令和2年度	
仮係数／確定係数	本算定（確定係数）（1月）	秋の試算（仮係数）（11月）	本算定（確定係数）（1月）
対象予算	令和元年度予算ベース	令和2年度予算ベース	
追加公費	—	—	—
内訳	普通調整交付金（総額）	約295.2億円※	約316.3億円※
	暫定措置	約14.9億円	約11.8億円
	特別調整交付金	約9.0億円（子ども）※	約8.6億円（子ども）※
	保険者努力（都道府県）	約33.4億円	約30.6億円
	保険者努力（市町村）	約28.8億円	約28.3億円
	特別高額医療費共同事業	約4.3億円	約4.3億円
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・特調による追加激変緩和措置（6.0億円）。 ・算定可能な県特別交付金は12億円（一人当たり742円）で算定。 ・高額医療費負担金は県推計額で算定。 ・特例基金3億円活用。 ・介護納付金の算定に当たっては支払基金への補正申請結果を反映。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特調による追加激変緩和措置（4.7億円）。 ・算定可能な県特別交付金は11.5億円（一人当たり746円）で算定。 ・高額医療費負担金は国仮係数で算定。 ・特例基金3億円活用。 	<秋の試算からの主な変更点> <ul style="list-style-type: none"> ・国係数に一部変更あり。 ・基礎数値(月報)を直近のものに更新。 ・診療費の推計は直近の実績を用いて再推計（方法は秋の試算と同様の方法を採用）、診療報酬改定を反映。 ・介護納付金の算定に当たっては支払基金への補正申請内容を反映。 ・支払基金における過年度介護納付金算定誤りによる調整見込額を加算。

※ 普通調整交付金、特別調整交付金（子ども）の県配分額は追加公費分を含む総額。